

名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱
(設備工事)

名古屋市上下水道局

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業界において若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められていることに鑑み、建設業の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休2日の普及に取り組むため、名古屋市上下水道局所管の事業用機械設備工事及び事業用電気設備工事（以下「プラント工事」という。）並びに建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事（以下「営繕工事」という。）における週休2日制の試行にあたり、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日制工事

対象期間において、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1号及び第2号に規定する休日（以下「休日」という。）を現場閉所し、就業者が休業できるよう取り組む工事をいう。

(2) 発注者指定型

週休2日制工事のうち、発注者が対象工事を指定し、企業の労働環境改善に対する意識向上と週休2日の確保を図るものをいう。

(3) 受注者希望型

週休2日制工事のうち、受注者自らが本要綱の趣旨に沿った取組を希望するものに対し、労働環境改善に対する意識向上と週休2日の確保を図るものをいう。

(4) 対象期間

工事開始日から工事完了日までの期間のうち、以下の期間を除いたものをいう。

ア 準備期間（工事開始日から現場着手日（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場で作業を開始する日をいう。））

イ 年末年始（6日間）

ウ 夏季休暇（3日間）

エ 工場製作のみを実施している期間

オ 工事全体を一時中止している期間

カ 家屋調査等の現場外における調査等のみを行っている期間

キ 後片付けのみを行っている期間

ク 天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間

ケ その他、監督員が認めた期間（受注者の責によらず、作業を余儀なくされる期間等）

(5) 現場閉所

現場安全点検（巡視）等を行うことを除き、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業を一切行わないことをいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 単価契約以外の工事

(2) 対象期間が1週間を超え、かつ、対象期間における現場作業日数が5日を超えると想定される工事

(3) 緊急性がない工事

2 発注者指定型の対象工事は、前項のほか、「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）（設備工事）」を添付して発注する工事とする。

3 受注者希望型の対象工事は、第1項のほか、次の各号いずれにも該当する工事とする。

(1) 「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）（設備工事）」を添付して発注する工事

(2) 工事契約後、受注者が週休2日の取得計画がわかる実施工程表を含む施工計画書を提出し、及び協議し監督員が認めた工事

(取組内容)

第4条 受注者は、週休2日制の取組として、対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。

2 現場条件などに伴い、やむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には監督員と協議の上、当該休日の前後10日間の期間のうち、対象期間においてその代替となる現場閉所日を設けるものとする。

3 現場条件などに伴い、やむを得ず施工予定日に現場閉所した場合は、現場閉所の実施とみなし、監督員と協議の上、当該施行予定日の前後10日間の期間のうち、対象期間における現場閉所日への施工の振替を認める。

4 降雨等により施工予定日に現場閉所した場合は、現場閉所の実施とみなし、降雨等による休工日の後30日以内において現場閉所計画日への施工の振替を認める。

5 受注者は、下請負業者に対し週休2日制の取組の趣旨を伝え、協力を依頼するものとする。

6 受注者は、公衆の見やすい場所に週休2日制の試行工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

(記載内容の例)

<p>週休 2 日制試行工事</p> <p>この工事は、建設業の労働環境を改善するため、 週休 2 日の普及に取り組む工事です。</p> <p>発注者：名古屋市上下水道局技術本部 ○○部○○○○○○○○</p> <p>施工者：○○○○○○○</p>

- 7 受注者は、対象期間中 1 ヶ月（以下この条において「対象月」という。）ごとに現場閉所計画・実績書（様式第 1 号）を記入し、対象月の前月末日（最初の対象月にあつては、対象期間前）までに監督員に提出するものとする。ただし、施工にあたり提出される書類の中で、現場閉所計画のわかる書類が提出されている場合は、当該書類によって現場閉所計画・実績書（様式第 1 号）に変えることができる。
- 8 現場閉所計画・実績書（様式第 1 号）中、現場閉所実績及び備考（着工日に関する記載を除く。）の欄については対象月においてその都度記入し、対象月の翌月 7 日まで（最後の対象月にあつては、対象期間終了後 7 日以内）に監督員に提出するものとする。
- 9 監督員は、週休 2 日制の実施に伴う工程の遅延などがなく日常的に確認するとともに、前項に基づき受注者から提出された現場閉所計画・実績書（様式第 1 号）を確認する。
- 10 受注者は工期末の 3 週間前までに、現場閉所実績確認表（様式第 2 号）を監督員に提出するものとする。この場合において、工期末の 3 週間前から工期末までの期間のうち、監督員が確実に現場閉所することができると認める期間については、現場閉所を実施したものとみなす。
- 11 前項の場合において、期日までに現場閉所実績確認表（様式第 2 号）が提出されないときは、発注者は工期末の 3 週間前から工期末までの期間の現場閉所率を 0% として扱うものとする。
- 12 週休 2 日制工事の取組は、工事成績評定において、その取組状況に応じて評価する。評定基準は考査項目別運用表に定めるものとする。また、週休 2 日制工事の取組結果は工事完成確認通知書にて受注者へ通知する。
- 13 受注者の責による週休 2 日制工事の実施のみを理由とする工期延期は、変更協議の対象としない。

(労務単価の補正等)

第 5 条 工事費の補正、積算、変更方法及び現場閉所率の算定方法は次に掲げるとおりとする。

(1) 工事費の補正方法

週休 2 日制工事において、受注者の現場閉所率に応じ、プラント工事においては

労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費率に別表1に掲げる補正係数を乗じ、営繕工事においては労務費に別表2に掲げる補正係数を乗じる。

(2) 現場閉所率の算定

現場閉所率の算定は以下のとおり行うものとする。なお、調整日数は、対象期間の日数から、対象期間の日数以内で対象期間の日数に最も近い7の倍数を減じた数とする。

$$\text{現場閉所率 (\%)} = (\text{現場閉所日数} \div (\text{対象期間の日数} - \text{調整日数})) \times 100 \text{ (小数点第2位切捨て)}$$

(3) 工事費の積算及び変更方法

ア 発注者指定型

当初の予定価格に、プラント工事においては別表1(1) 28.5% (4週8休) 以上の欄に掲げる補正係数を、営繕工事においては別表2(1) 28.5% (4週8休) 以上の欄に掲げる補正係数を乗じて工事費を積算する。

現場閉所率が28.5% (4週8休) 以上に満たない場合は、現場閉所率に応じて第1号に規定する方法により積算された工事費に減額変更する。この場合において、現場閉所率が21.4% (4週6休) に満たない場合は、補正分を減額し、変更契約するものとする。

イ 受注者希望型

現場閉所率に応じて第1号に規定する方法により工事費を積算し、請負代金額を変更する。なお、現場閉所率が21.4% (4週6休) に満たない場合又は工事開始日前に週休2日制に取組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日制の取組を希望しない場合を含む。）については、変更の対象としない。

- 2 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができないときは、前項の規定に関わらず、発注者指定型においては工事費における補正額を減額し、受注者希望型においては補正による工事費の増額を行わない。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月8日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる請負工事に適用する。
- 2 名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱（機械設備工事及び電気設備工事）及び名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱（建築工事・建築機械工事・建築電気工事）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる請負工事に適用する。

(様式第1号)

現場閉所計画・実績書

件名	
工期	
受注者名	

年 月

提出日 年 月 日

日	曜日	現場閉所 計画	現場閉所 実績	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計現場閉所日数			対象期間日数	

(注) 備考には、着手日、完了日、非対象期間、雨天による休工、計画日に現場閉所できなかった理由及び振替日等を記入してください。

(様式第2号)

現場閉所実績確認表

件名	
工期	
受注者名	

提出日 年 月 日

対象期間(※1)の日数	日・・・①
現場閉所日数	日・・・②
監督員が現場閉所可能と認める日数(※2)	日・・・③
$(②+③) \div (① - \text{調整日数} \times ③) \times 100$	% (小数第2位切捨て)

- ※1 工事開始日から工事完了日までの期間のうち、要綱第2条(4)アからケに該当する期間を除いた期間
- ※2 要綱第4条第10項の工期末の3週間前から工期末までの期間のうち、監督員が確実に現場閉所されると認める日数
- ※3 対象期間の日数から、対象期間の日数以内で対象期間の日数に最も近い7の倍数を減じた数

(様式第1号)、(様式第2号)は完成図書に保管してください。

別表 1 (プラント工事)

現場閉所率 経費	(1) 28.5% (4週8休) 以上	(2) 25% (4週7休) 以上 28.5% (4週8休) 未満	(3) 21.4% (4週6休) 以上 25% (4週7休) 未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

別表 2 (営繕工事)

現場閉所率 経費	(1) 28.5% (4週8休) 以上	(2) 25% (4週7休) 以上 28.5% (4週8休) 未満	(3) 21.4% (4週6休) 以上 25% (4週7休) 未満
労務費	1.05	1.03	1.01